

事 務 連 絡

平成21年 7 月17日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部年金保険課

課長補佐 佐野政義

障害基礎年金の障害認定及びその結果に
係る年金受給者の方への教示について

障害基礎年金に係る障害認定につきましては、その事務処理を全国においてお願いしておりますことから、認定結果に不均衡の生じることのないよう適切に運用していただくため、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（昭和61年3月31日庁保発第15号、平成14年3月15日庁保発第12号一部改正。以下「障害認定基準」という。）により障害認定を行っていただいているところです。

今般、厚生労働省において障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の見直しについて各方面から御意見をいただいた際に、「障害者自立支援法は、障害者の地域での生活を目指し、障害者の就労移行を進めているにも関わらず、一方で、知的障害者が、短期間の一般就労や福祉的就労に就いたことを理由に、障害年金が支給されなくなったり、等級が下げられるなどの実態があり、適切に運用を行うべきである。」といった御指摘をいただきました。

その際に提示された資料について内容を確認しましたところ、等級不該当による支給停止等となった理由が一部欠落しており、説明として不十分で誤解を招く部分があったことが見受けられました。

知的障害を含む「精神の障害」の障害認定につきましては、障害認定基準において、「精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定する」とされた上で、「日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能、特に、知情意面の障害も考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。また、現に仕事に従事している者については、その療養状況を考慮し、その仕事の種類、内容、従事している期間、就労状況及びそれらによる影響も参考とする。」とされています。すなわち、単に就労したことのみではなく、総合的な判断が必要

であり、かつ就労している場合であっても、様々な観点からその状況を慎重に判断すべきものであります。このことについては既に御了知の上適切に運用いただいていることと思いますが、あわせて、年金受給者の方に年金が支給停止等となった理由について、正しく御理解いただくことも重要であり、そのためには処分を行った行政庁として、正しい十分な情報をお示しすることが必要であると考えます。

つきましては、知的障害を含む「精神の障害」にある方が、就労したことをもって一律に障害年金が支給されなくなること等のないよう、総合的かつ柔軟な判断が求められることについて、改めて御留意いただくとともに、年金受給者の方からの御照会や不服申し立てによる保険者意見などを求められました際には、内容の説明等につきましては御留意のうえ、対応方よろしく願いいたします。